

外国人技能実習生の 「技能検定試験」に 関する注意点

受検手続支援サイトへの登録期限

監理団体は、技能実習計画の認定後、速やかに外国人技能実習機構の受検手続支援サイトへ受検希望者の情報を以下期限までに登録してください。

登録された情報を基に、試験日程を定めていますので、登録が遅れた場合、希望の日程には受検できませんのでご了承ください。



受検希望期間

当協会では、監理団体が受検手続支援サイトへ登録した受検希望期間に基づき、試験日程を調整します。受検希望期間に変更が生じた場合は、[速やかに当協会へ連絡の上](#)、受検手続支援サイトで変更手続きをしてください。

受検申請書等の提出

当協会が事前に送付する「技能検定随時試験に係る受検手続きについて」に記載している期日までに、受検申請書及びパスポートの写し等を当協会へ提出してください。



受検手数料

「技能検定随時試験に係る受検手続きについて」に記載している期日までに、受検手数料をお支払いください。なお、現金を持参する場合は事前に来所日時を連絡の上、当協会へお越し下さい。また、[監理団体と受入企業から2重に振込をされるケースが見られますので](#)、あらかじめ受入企業と確認をお願いします。

集合時刻

受検票に記載している時刻は試験開始予定時刻です。

試験開始までに当協会職員による受検者受付及び検定委員による注意事項の説明等を行いますので、時間に余裕をもって試験場の準備等を完了させるよう、受入企業へ前日までに必ず確認をしてください。



支給材料の準備

原則、受入企業でご準備していただきますが、地域職業訓練センターで実施する一部職種については当協会で準備する場合もあります。実技試験問題を送付する際に、**準備物についての文書**を同封しておりますので、**記載事項をご確認の上、必ず受入企業担当者へ連絡をお願いします。**また、支給材料の規格や数量は実技試験問題に記載されているとおりとしてください。国家検定として全国統一の基準で試験を実施するため、代替品等は認められません。

持参工具・実技試験問題

受入企業でご準備の上、受検者に持参させてください。

なお、実技試験問題で指示された以外のものを使用することはできません。



試験会場での禁止行為

試験開始後は受入企業や監理団体及び通訳等は試験エリアに立ち入ることはできません。したがって、**受検者に手を貸したり、話しかけたり、合図をしたりすることは不正行為となります。**

また、**カメラ・スマートフォン・携帯電話等での撮影も禁止とします。**

試験結果

技能検定委員及び協会職員には、守秘義務があり、試験を公正公平に実施する必要があるため、**試験に関して参考となる情報、助言、また試験結果等をお答えすることはできません。**

技能検定試験の得点については「香川県個人情報保護条例」第27条第1項の規定に基づく「簡易開示」の対象となります。簡易開示を請求する場合は合格発表日から1か月以内に香川県商工労働部労働政策課に受検者本人であることを証明する書類を持参してください。

お申込・
お問合せ先

香川県職業能力開発協会

〒761-8031 高松市郷東町587番地1 地域職業訓練センター内

TEL 087-882-2854 FAX 087-882-2962

URL <https://www.noukai-kagawa.or.jp>